

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 21 年 12 月 25 日(金) 号外第 1 3 8 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則（91）（医療政策課）・・・ 3
 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 （92）（くらしの安心推進課）・・・ 6
- ◇ 病院局管 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（8）（総務課）・・・ 12
 理規程

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

学校の管理運営の効率化を図るため、社会福祉士又は介護福祉士に係る既修得単位の認定方法の見直し、授業料の納付期限の統一、寄宿舍の廃止その他所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 社会福祉士又は介護福祉士に係る入学前の既修得単位の認定について、必要な事項は校長が別に定めることとする。
- (2) 月の中に復学した者に係る当該月分の授業料の納付期限を復学した日の属する月の翌月の末日まで（現行 復学の日から10日以内）とする。
- (3) 寄宿舍を廃止する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする(1)を除き、平成22年4月1日とする。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部が改正され、ふぐ処理師試験の受験資格に、高等学校の入学資格を有する者で、ふぐ取扱い営業の認証施設（以下「認証施設」という。）でふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの（以下「ふぐ取扱いに従事する者」という。）が加えられることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) ふぐ取扱いに従事する者が、ふぐ処理師試験を受験する場合の受験願書への添付書類を、高等学校に入学する資格があることを証する書類及び認証施設でふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第91号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第8章 略 <u>第9章 職員組織（第22条・第23条）</u> <u>第10章 雑則（第24条）</u> 附則 （入学前の既修得単位の認定） 第8条 略 2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、学校に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位について、別表第1に定める基礎分野の教育内容に相当するものとして校長が別に定めるものに該当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したのものとして認定することができる。 （授業料の納付） 第18条の2 略	目次 第1章～第8章 略 <u>第9章 寄宿舍（第22条）</u> <u>第10章 職員組織（第23条・第24条）</u> <u>第11章 雑則（第25条）</u> 附則 （入学前の既修得単位の認定） 第8条 略 2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、学校に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位（ <u>社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。</u> ）について、 <u>学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したのものとして認定することができる。</u>

2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。

第21条 略

第9章 略

(職員)

第22条 略

(会議)

第23条 略

第10章 略

(委任)

第24条 略

2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。

第21条 略

第9章 寄宿舍

第22条 学校に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に入舎しようとする者は、入舎願(様式第8号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第10章 略

(職員)

第23条 略

(会議)

第24条 略

第11章 略

(委任)

第25条 略

様式第8号(第22条関係)

入舎願

職 氏名 様

下記の理由により寄宿舍に入舎したいので、許可して下さるよう保証人と連署して願います。

年 月 日

本 人 氏 名

印

保証人 住 所

	氏 名 ⑩
	保証人 住 所 氏 名 ⑩
	記
理由	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第92号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（ふぐ処理師名簿の登録事項）</p> <p>第8条 条例第4条第2項のふぐ処理師名簿（以下「ふぐ処理師名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第4条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の免許証（以下「免許証」という。）を<u>書換交付</u>した場合には、その旨並びにその理由及び年月日</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>（ふぐ処理師名簿の登録事項）</p> <p>第8条 条例第4条第2項のふぐ処理師名簿（以下「ふぐ処理師名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第4条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の免許証（以下「免許証」という。）を<u>書換え交付</u>した場合には、その旨並びにその理由及び年月日</p> <p>(5)及び(6) 略</p>
<p>（免許証の書換交付の申請）</p> <p>第10条 条例第4条第4項の規定による申請は、様式第3号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>書換交付</u>の原因となる事実を証する書類</p>	<p>（免許証の書換えの申請）</p> <p>第10条 条例第4条第4項の規定による申請は、様式第3号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>書換え</u>の原因となる事実を証する書類</p>
<p>（ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正）</p> <p>第12条 知事は、前2条の申請に基づき、免許証の<u>書換交付</u>又は再交付を行ったときは、ふぐ処理師名簿の登録事項を訂正するものとする。</p>	<p>（ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正）</p> <p>第12条 知事は、前2条の申請に基づき、免許証の<u>書換え</u>又は再交付を行ったときは、ふぐ処理師名簿の登録事項を訂正するものとする。</p>
<p>（受験手続）</p> <p>第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し</p>	<p>（受験手続）</p> <p>第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し</p>

なければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、
次に掲げる書類

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類

イ 条例第7条第2号に規定する認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類

(4) 条例第7条第3号に規定する者にあっては、
次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ 略

(認証営業台帳の登録事項)

第20条 条例第12条第3項の認証営業台帳(以下「認証営業台帳」という。)に登録する事項は、次のとおりとする。

(1)~(4) 略

(5) 条例第12条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の認証書(以下「認証書」という。)を書換交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(6)~(8) 略

(認証書の書換交付の申請)

第22条 条例第12条第4項の規定による申請は、様式第9号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 前号以外の事項を変更する場合には、書換交付の原因となる事実を証する書類

(認証営業台帳の登録事項の訂正)

第25条 総合事務所長は、前3条の申請に基づき認証書の書換交付又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。

様式第3号(第10条関係)

略

ふぐ処理師免許証書換交付申請書

職 氏 名 様

なければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、
次に掲げる書類

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類

イ 略

(3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、
次に掲げる書類

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類

イ 略

(認証営業台帳の登録事項)

第20条 条例第12条第3項の認証営業台帳(以下「認証営業台帳」という。)に登録する事項は、次のとおりとする。

(1)~(4) 略

(5) 条例第12条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の認証書(以下「認証書」という。)を書換え交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(6)~(8) 略

(認証書の書換えの申請)

第22条 条例第12条第4項の規定による申請は、様式第9号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 前号以外の事項を変更する場合には、書換えの原因となる事実を証する書類

(認証営業台帳の登録事項の訂正)

第25条 総合事務所長は、前3条の申請に基づき認証書の書換え又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。

様式第3号(第10条関係)

略

ふぐ処理師免許証書換え申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の規定による免許証の書換交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日
郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

略

添付書類

- 1 及び 2 略
- 3 書換交付の原因となる事実を証する書類

様式第6号(第16条関係)

略

ふぐ処理師試験受験願書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。

年 月 日
郵便番号
住 所
フリガナ
出願者 氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号

添付書類

- 1 及び 2 略
- 3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類
 - (2) 条例第7条第2号に規定する認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類
- 4 条例第7条第3号の規定に該当する者にあつ

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の規定による免許証の書換えを受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日
郵便番号
住 所
申請者 氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号

略

添付書類

- 1 及び 2 略
- 3 書換えの原因となる事実を証する書類

様式第6号(第16条関係)

略

ふぐ処理師試験受験願書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。

年 月 日
郵便番号
住 所
フリガナ
出願者 氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号

添付書類

- 1 及び 2 略
- 3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつ

ては、次に掲げる書類
 (1) 3の(1)に掲げる書類
 (2) 略

様式第7号(第19条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けるため次のふぐ処理師を専任者と定めましたので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略
営 業 所
略
名称、屋号又は商号
略

注 略
 添付書類 略

様式第8号(第21条関係)
 第 号

ふぐ取扱い営業認証書

営業所所在地
営業所の名称、屋号又は商号
営業者氏名(法人にあっては名称)

当営業所で下記のふぐ処理師が従事していることを認証する。

記

氏 名

ては、次に掲げる書類
 (1) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類
 (2) 略

様式第7号(第19条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けるため次のふぐ処理師を専任者と定めましたので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略
営 業 所
略
屋号
略

注 略
 添付書類 略

様式第8号(第21条関係)
 第 号

ふぐ取扱い営業認証書

営業所所在地
屋 号
 営業者氏名

当営業所で下記のふぐ処理師が従事していることを認証する。

記

氏 名

登録番号

年 月 日 認証
年 月 日 交付

職 氏 名 印

様式第9号(第22条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証書書換交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第4項の規定による認証書の書換交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

添付書類

1 及び 2 略

3 専任ふぐ処理師の変更以外の場合は、書換交付の原因となる事実を証する書類

様式第11号(第24条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証承継申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名

登録番号

年 月 日 認証
年 月 日 交付

職 氏 名 印

様式第9号(第22条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証書書換え申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第4項の規定による認証書の書換えを受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

添付書類

1 及び 2 略

3 専任ふぐ処理師の変更以外の場合は、書換えの原因となる事実を証する書類

様式第11号(第24条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証承継申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び 代表者の氏名) 電話番号	(法人にあつては、名称及び 代表者の氏名) 電話番号																																				
略	略																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">現に</td> <td style="width: 100px;">営業所の名</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>受け</td> <td>称、屋号又</td> <td></td> </tr> <tr> <td>てい</td> <td>は商号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>る認</td> <td>営業所の所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証</td> <td>在 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> 添付書類 略	現に	営業所の名		受け	称、屋号又		てい	は商号		る認	営業所の所		証	在 他			略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">現に</td> <td style="width: 100px;">名称</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>受け</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>てい</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>る認</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> 添付書類 略	現に	名称		受け			てい			る認	所在地		証				略	
現に	営業所の名																																				
受け	称、屋号又																																				
てい	は商号																																				
る認	営業所の所																																				
証	在 他																																				
	略																																				
現に	名称																																				
受け																																					
てい																																					
る認	所在地																																				
証																																					
	略																																				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月25日

鳥取県営病院事業管理者職務代理者

鳥取県病院局長兼病院局総務課長 嶋 田 雄 二

鳥取県病院局管理規程第8号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当)</p> <p>第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>職員の扶養親族たる者(条例第7条に規定する扶養親族で届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)</u>が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(条例第7条に規定する扶養親族で届出がされている者に限る。次号において同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次項第2号に掲げる住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>2. <u>条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</u></p>

- 2 条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める住宅は、第1項第1号に規定する公舎、同項第2号及び第4号に規定する住宅並びに同項第3号に規定する職員宿舎とする。
- 3 条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける者の例による。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

- (1) 職務の級が3級から5級までである者
1,000分の965
- (2) 職務の級が6級から9級までである者
1,000分の936

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限

- (2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅
- (3) その他管理者が定める住宅
- 3 条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。
 - (1) 前項第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者
 - (2) 前項第3号に掲げる住宅のうち管理者が定める住宅 管理者が定める者
- 4 条例第9条第3号に規定する企業管理規程で定める住宅は、第1項第1号に規定する公舎、同項第2号及び第4号に規定する住宅並びに同項第3号に規定する職員宿舎とする。
- 5 条例第9条第3号に規定する企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける者の例による。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの(再任用職員にあっては、3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その

度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

別表第8(第7条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員 以外の職員	再任用職員
行政職 給料表	8 級	2 種	88,000円	74,700円
		3 種	66,300円	54,600円
	7 級	2 種	82,800円	68,200円
		3 種	66,300円	54,600円
6 級	3 種	62,200円	48,100円	
	略			
医療職 給料表	7 級	2 種	82,000円	69,800円
		3 種	65,600円	55,900円
	(2) 6 級	3 種	62,200円	49,300円
		4 種	54,500円	43,100円

割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの(再任用職員にあっては、3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第8(第7条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員 以外の職員	再任用職員
行政職 給料表	8 級	2 種	90,700円	77,000円
		3 種	68,300円	56,300円
	7 級	2 種	85,400円	70,300円
		3 種	68,300円	56,300円
6 級	3 種	64,200円	49,600円	
	略			
医療職 給料表	7 級	2 種	84,500円	72,000円
		3 種	67,600円	57,600円
	(2) 6 級	3 種	64,200円	50,900円
		4 種	56,200円	44,500円

医療職 給料表 (3)	7 級	2 種	82,600円	70,900円	医療職 給料表 (3)	7 級	2 種	85,200円	73,100円
		3 種	66,200円	56,800円			3 種	68,200円	58,600円
	6 級	3 種	64,900円	49,800円		6 級	3 種	66,900円	51,300円
		4 種	56,800円	43,600円			4 種	58,600円	45,000円

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～12 略	1～12 略
(主任等の切替えに伴う経過措置)	(主任等の切替えに伴う経過措置)
13 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>3級から5級までであるもの</u> (以下この項において「行政職5級以下職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして管理者が定めるもの)にあつては、当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この項において「行政職6級以上職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるもの)にあつては、当該額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められ	13 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が管理者が別に定めるものに対応するもの</u> にあつては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

<p>る限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>14～20 略</p>	<p>14～20 略</p>
--	----------------

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年鳥取県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置) 第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>3級から5級まで</u>であるもの(以下この号において「<u>行政職5級以下職員</u>」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が<u>行政職5級以下職員に対応するもの</u>として管理者が定めるもの 旧給料月額(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規</p>	<p>附 則 第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置) 第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>3级以上</u>であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が管理者が定める職務の級及び号給であるもの 旧給料月額(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第6号)附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がな</p>

<p>程第6号)附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額。次号及び第3号において同じ。)に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この号において「行政職6級以上職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(3) 略</p> <p>第8条～第11条 略</p>	<p>かったものとした場合の給料月額。次号において同じ。)に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>第8条～第11条 略</p>
--	--

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。